

患者の意思を尊重することの意味

研究分担者 稲葉一人 中京大学法務総合教育研究機構 教授

研究要旨 本年度の研究は、これまでの、意思決定支援の観点から、意思決定を含む臨床倫理ガイドラインを比較する（2020年）と、多様な意思決定支援の分析と、それを支える方法について（2021年）を踏まえておこなわれた。厚生労働省の研究班や、同会議、更に、各種講演などでは、意思決定支援は難しいという声を示される。その理由はなにかという点について、「なぜ、（患者）の意思を尊重しなければならないのか」、あるいは、「患者の意思決定支援をなぜしなければならないのか」という点についての理解がいただけていないのではないかとこの視点から、本年度は、患者の意思を尊重することの意味について、上記会議や講演での意見や会場からの意見・表現で示してみる。これによると、ガイドライン等での記載よりもはるかに意思決定支援者に響く表現が認められ、今後より広範囲にわたりアンケート調査やインタビュー調査をして、今後のガイドライン改訂やガイドラインの補助教材の作成に生かすことが可能である。

A. 研究目的

人生の最終段階における医療ケアの決定のプロセスに関するガイドライン（厚生労働省・医政局・2018年3月改正）には、「医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多専門職種（医療・介護従事者）から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることが最も重要な原則である。」という記載がある。

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援のガイドライン（厚生労働省・老健局・2018年6月制定）には、「普段から、我々一人一人が自分で意思を形成し、それを表明でき、その意思が尊重され、日常生活・社会生活を決めていくことが重要であることは誰もが認識するところであるが、このことは、認知症の人についても同様である。」「○意思決定支援者は、認知症の人が、一見すると意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性について認識することが必要である。○本人への支援は、本人の意思の尊重、つまり、自己決定の尊重に基づき行う。したがって、自己決定に必要な情報を、認知症の

人が有する認知能力に応じて、理解できるように説明しなければならない。」という記載がある。

しかし、意思決定支援に関する検討班会議や、研修参加者の議論の中で、「意思決定支援は、難しく考えすぎてはいけませんが決して簡単ではない。」「意思決定支援の重要性、難しさ。本人が望んでいることと、周囲が必要と感じていることに大きな差があった時、どんなに説明しても納得してもらえなかったとき、私たちにできることは何かあるのか…と考えるてしまいました。」という種類の意見が数多く寄せられる。

その理由は多くあるが、仮説としては、「意思決定支援ガイドライン」に記載されている言葉が、法的・倫理的で、参加者（支援者）の心に届いていないのではないかと、つまり、「なぜ、（患者）の意思を尊重しなければならないのか」、あるいは、「患者の意思決定支援をなぜしなければならないのか」について、腑に落ちる説明ができていないのではないかと考えられる。

B. 研究方法

どのような説明が必要なのかを考えるための参考資料としては、実際に研修に出席した

受講者の理解した「意思決定支援はなぜ必要だと思いますか。」に対する生の声である。

(倫理面への配慮)

厚生労働省・地方自治体等と行った、地域包括支援センター職員研修(認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン研修)から、個人を特定しない方法で、参加者アンケートからピックアップする方法で行った。

C. 研究結果

上記からの示された意見(表現)

- ・自分の生き方、生まれてきてその日まで自分で選択した人生を歩んできたことに自分のプライドを持っていると思う。人に決められた生活はしたくないと思う。
- ・ご本人のためはもちろん、家族や全ての支援者が支援から学び、やりがいを感じ、次の支援に繋がることでもあるため。
- ・家族は、まったく後悔のない介護はないと思いますが、意思決定支援を周りの支援者とともに、しっかりと出来た時に家族の後悔も少ない
- ・人がどのような状況(状態)に置かれていても、基本的な人権(=尊厳)を保持し、その人らしく納得した人生を送るために、自分が自身の人生を自己決定することが必要と考えるため。
- ・人がどんな状態になっても、その人らしく、尊厳が守られながら、自律的に社会の中で、生きていくため。1人ではできないことができて何かの誰かの支援で、“自分”として生きられる社会のためにも必要。
- ・周囲の押し付けでなく、あくまで本人が何を望み何を考えているのかを考え、本人の人生を大切にしたいと思うから。本人の好きなように、生きたいように生きられるように、ささいなことでも自分のことは自分で決められるように支援が必要だ。
- ・日常生活の中で、自分で意思決定しながら自律的に暮らしていくことは、誰もが持っている権利なので、認知症になった後も、周囲の支援によって、その権利が奪われることなく暮らしていけることが大切なため。

D. 考察

厚生労働省の研究班や、同会議、更に、各種講演などでは、意思決定支援は難しい声が示される。その理由はなにかという点について、「なぜ、(患者)の意思を尊重しなければならないのか」、あるいは、「患者の意思決定支援をなぜしなければならないのか」という点についての理解がいただけていないのではないかとこの視点から、本年度は、予備的に患者の意思を尊重することの意味について、上記会議や講演での意見や会場からの意見・表現で示してみた。これによると、ガイドライン等での記載よりもはるかに意思決定支援者に響く表現が認められる。

E. 結論

上記の表現はその一部であり、今後、本研究を基礎的な検討として、意思決定支援の研修受講者からアンケート調査や、インタビュー調査をすることが必要であり、その結果を、ガイドライン改訂や、ガイドラインを補完する書面において周知するなどの工夫が必要であろう。

F. 健康危険情報

特記すべきことなし

G. 研究発表

論文発表 なし

学会発表 なし

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし